



平成29年度第2回 一橋大学政策フォーラム

公正取引委員会・競争政策研究センター第45回公開セミナー

新しい技術やサービスの登場を促し、効率的な生産・流通システムを実現するデジタルエコノミー。業界再編や業種を超えた競争を促進する効果も期待できる。一方、膨大なデータが特定の企業に集中するなど公正な競争が阻害されるリスクもある。こうした問題を考えるため一橋大学は12月5日、東京・千代田の一橋講堂でフォーラムを開催。制定70周年を迎えた独占禁止法と関連づけながら識者が活発に議論した。

パネルディスカッション



出席者

- 大橋 弘氏 東京大学大学院経済学研究科教授
- 武田 邦宜氏 大阪大学大学院経済学研究科教授
- 黒本 和憲氏 コマツ取締役兼専務執行役員
- 菅久 修一氏 公正取引委員会競争政策局長
- 岡田 羊祐氏 一橋大学大学院経済学研究科教授

開会の辞



一橋大学大学院経済学研究科教授・CPRC所長
岡田 羊祐氏

今回の一橋大学政策フォーラムは、一橋大学・一橋大学大学院経済学研究科が主催し、公正取引委員会・競争政策研究センターとの連携のもと開催する。市場競争において健全・公正な競争状態を維持するため独占禁止法が制定されて70年になるのを機に、独占禁止法と競争政策の歴史の変遷を振り返る。同時に世界的なデジタルエコノミー発展による経営戦略の革新を踏まえ、イノベーション促進と調和した望ましい競争政策あり方について考えたい。

基調講演1



公正取引委員会委員長
杉本 和行氏

競争制限市場で経済停滞 デジタル化にも対応急げ

「競争政策の歴史的回顾と現代的意義、将来的展望」

基調講演2



東京大学大学院経済学研究科教授
大橋 弘氏

プラットフォームに課題 情報の非対称性が発生

「ビッグデータと競争政策」

法的論点からのコメント



大阪大学大学院法学研究科教授
武田 邦宜氏

強力なネットワーク効果 市場ごとに丁寧な検討

と市場と似ているが、営利性を伴う事業者が運営し、関連事業者との契約を通じて自らの利潤を最大化する部分は、公共性を持つ市場とは異なる。プラットフォームが営利性をもちつつ競争政策上の課題だ。プラットフォーム間の競争が確保されれば競争上の懸念も薄らぐだろうが、ネットワーク効果が強いプラットフォームが複数存在する状態は継続しないという問題が内在する。

導入講演1



コマツ取締役兼専務執行役員
黒本 和憲氏

導入講演2



公正取引委員会競争政策局長
菅久 修一氏

デジタルエコノミーと競争政策——事業戦略と競争ルールの望ましいあり方を考える——

競争状態を維持し、ユーザーの選択肢を確保

デジタルエコノミーの拡大に伴って、競争政策上の懸念も強まってきた。競争政策ではデータ提供者である事業者の視点が重要で、競争政策を反映させる努力が求められる。執行の実効性を担保する新たな仕組みも重要だ。業界内の自主規制を促すなどの工夫も必要だろう。サイバー空間における我が国のビジョンや公平な国際競争環境のあり方の議論も求められる。

岡田 デジタル市場の定義について議論したい。
黒本 当社のIoT戦略のコアは製品であり、IoTは顧客に対してその使用価値を高めるものだ。製品バリューチェーンの中でサービス価値向上を図るクロスなプラットフォームと、顧客ビジネスを製品周辺も含めてサポートするオープンなプラットフォームを提供している。
大橋 伝統的な競争政策では、価格を重視して一定の取引分野を定義してきた。フリーの商品が現れる中で、「代替性」という本質論に立ち返って市場を定義すべきだ。さらに、プラットフォームは異なる市場群をつなぐところにビジネスのミソがある。従来の「一定の取引分野」という考え方を緩やかに解釈する必要がある。
武田 「フレネミー」という言葉がある。エネミー（敵）であるが、フレンド（友）であるという意味だ。競争しているのか協働しているのか分からないという問題がある。どのようにして無料や二面市場を画定するのかという課題を法学者が解決しなければならぬ。

岡田 独占法の判断の枠組みについて考え方を聞きたい。
菅久 CPRC報告書では従来の独占法の枠組みで判断できると示されている。基本的には競争が制限されるかどうか判断するためには、行為の及ぶ範囲を判断し、その中で市場支配力が形成・強化されるか、競争の排除効果が必要となる。データは重要な市場でいずれの要件についても新しい問題が出てきている。これは確かだ。
岡田 データ集中の独占法上の問題は何か。
菅久 データについて、競争上の問題になるのは主に3つある。1つはデータ自体が取引される取引市場としての問題だ。もう1つは研究開発活動として

大橋 AI研究者の困り込みに関して、研究者の市場が流動化している限りにおいて懸念はない。むしろ競争を避けるような行為があれば、競争政策の立場からは問題だろう。
武田 独占法上の排除型私的独占が成立するためには人為性が形成・強化される必要と競争の排除効果が必要となる。データは重要な市場でいずれの要件についても新しい問題が出てきている。これは確かだ。
岡田 データ集中の独占法上の問題は何か。
菅久 データについて、競争上の問題になるのは主に3つある。1つはデータ自体が取引される取引市場としての問題だ。もう1つは研究開発活動として

広告